

水際検疫の強化に向けた検討会 設置要領

第 1 趣旨

国内における豚熱の終息が見通せない中、韓国釜山の野生イノシシにまでアフリカ豚熱の感染が拡大し、我が国への侵入リスクは歴史的にみて最も高い状況にある。アフリカ豚熱には有効なワクチンがなく豚熱より病原性が強いため、侵入・感染拡大した場合豚熱よりはるかに大きな被害をもたらすことが予想される。

こうした状況の中、外国人旅行客や国際郵便による畜産物の持込み違反摘発件数は増加し、令和 6 年には水際において約 20.2 万件の違反畜産物が携帯品で摘発された。これまでに摘発された違反畜産物のうち 4 件からは、感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスが検出されており、水際対策の重要性はかつてないほどに高まっている。

また、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)上の違反品等の持込みについても、違反畜産物の持込みと同様に増加傾向にあり、水際検疫の強化は動植物共通の課題となっている。

以上を踏まえ、予断を許さない状況にあるアフリカ豚熱ウイルスや植物の病害虫等の侵入防止を念頭に動植物検疫における水際検疫体制の課題や必要な取組を明らかにすること等を目的として、動植物検疫等関係する分野の専門家からなる「水際検疫の強化に向けた検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

第 2 検討事項

検討会は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 16 号)による家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)の水際検疫に係る改正事項を含めた家畜の伝染性疾病の現状と課題を分析するとともに、植物の病害虫の侵入防止について議論し、動植物の水際検疫の強化及びその他必要な事項について検討を行う。

第 3 構成

検討会の委員は、別紙に掲げる者をもって構成する。

第 4 座長

- 1 検討会に座長を置き、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第 5 運営

- 1 検討会は、非公開とする。
- 2 会議の資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ホームページにて公開することとする(守秘すべき事項に係る資料を除く。)

- 3 検討会は、原則として対面（ウェブ会議形式を含む。）での開催とする。ただし、必要に応じて書面で開催することができる。
- 4 検討会の事務は、消費・安全局植物防疫課及び動物衛生課の協力を得て、家畜伝染病予防法・植物防疫法検討室が行う。

第6 その他

前記に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(別紙) 水際検疫の強化に向けた検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 小倉 弘明 (一社) 全国肉用牛振興基金協会専務理事
兼学校法人麻布獣医学園理事長
- 尾崎 幸司 日本ハム株式会社輸入食肉事業部事業管理室室長代行
- 木村 草太 東京都立大学法学部教授
- 小谷 あゆみ フリーアナウンサー、エッセイスト
- 武士俣 淑恵 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント
・相談員協会食生活委員会委員長
- 宮代 智司 東京国際空港ターミナル株式会社企画部長
- 三輪 泰史 株式会社日本総合研究所創発戦略センターチーフスペシャリスト
- 横井 幸生 名古屋大学グローバル・マルチキャンパス推進機構副機構長
兼国際共同研究部門特任教授